

病院局公共工事中間前払金取扱要綱

22川病総庶第607号

平成22年7月1日局長専決

川崎市病院局公共工事の前払に関する規程(平成17年川崎市病院局規程第45号)において準用する川崎市公共工事の前払に関する規則(昭和38年川崎市規則第40号)第2条に規定する中間前払金について必要な事項に関しては、「川崎市公共工事中間前払金取扱要綱」の規定を準用する。この場合において、同要綱中「市長」とあるのは「川崎市病院事業管理者」に、「川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号。以下「契約規則」という。)」とあるのは「川崎市病院局契約規程(平成17年病院局規定第39号。以下「契約規程」という。)」に、「第45条」とあるのは「第46条」に、「第44条」とあるのは「第45条」に、「内払」とあるのは「部分払」に、「川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領」とあるのは「病院局建設工事低入札価格調査取扱要領」に読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。